

Ⅲ 区域区分の方針

1. 区域区分の有無

本区域には区域区分を定めません。

なお、区域区分を定めないとした理由は以下の通りです。

本区域は、那覇市から南東へ約 12 km の距離にあり、南部地域の南東端に位置します。

南城市は、これまで、那覇広域都市計画区域の一部であり区域区分を定めていた大里地域及び佐敷地域と、都市計画区域外である玉城地域及び知念地域が同一行政区域内に混在していましたが、合併後、新市の成立に伴う一体的な都市政策の実現をめざし、沖縄本島以外の島しょを除く市全域が単独都市計画区域として指定されました。

本区域は、今後、人口の大きな伸びは見込めないことから開発圧力はそれほど大きくなく、用途白地地域での特定用途制限地域の指定、開発許可対象面積の要件見直しなどの適用により、総合的な土地利用の規制・誘導が可能と考えられるため、区域区分を定めないものとします。